

西日本泌尿器科学会 会費未納会員に関する申し合わせ

西日本泌尿器科学会 定款第2章 第10条に関する申し合わせを、次のように定める。

- 1 会費未納者に対しては、その未納会費の年度に対応する学会誌を送らない。
期限後に会費納付があった場合、納付日以前に一般発送した送付物は、原則として送らない。
- 2 会費が3年度にわたって未納となっている会員は、次の手続により退会したものと見なす。(強制退会)
 - (1) 未納3年目の会計年度終了(3月末)に先立ち、学会事務局が十分な時間があると認める時期(9月頃)において、当該会費未納会員に対し、会費未納の解消を催告する。
 - (2) 学会事務局は、未納3年目の年度末までに会費未納を解消しなかった会員の名簿を調整する。
 - (3) 未納者は原則未納分の3万円を支払ってから退会とする。退会日は3年目の年度末(3/31)とする。
 - (4) 翌年度最初の理事会にて退会者の氏名と所属先を公表する。
- 3 会費が2年間にわたって未納となり、かつ届け出られた連絡手段すべてにおいて連絡が取れない会員(郵送物が返送される、電話およびメール連絡に対して応答がない者)については、前項にかかわらず未納2年目末をもって、催告無しに前項に準じた退会手続を行なうことができる。(強制退会)
- 4 会費未納により退会となった者が本学会の再入会を希望する場合は、通常の入会手続きに加えて、退会に至った未納分の会費も納入しなければならない。

以 上